

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

静岡国民年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 5 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 5 月まで

私は、未納とされていた申立期間が、申立てを行ったことにより年金事務所で記録訂正されたが、定額保険料しか納付済みと認められなかった。

しかし、ずっと付加保険料も併せて納付していたので、付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 11 月に国民年金に加入して以降、加入期間中に定額保険料の未納は無い上、51 年 10 月からは申立期間以外の期間は定額保険料と併せて付加保険料を納付している。

また、申立人の夫は、申立人と婚姻後、国民年金保険料の納付は申立人に任せていたと述べており、その夫は、申立期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付済みであることから、申立人のみ付加保険料を納付しなかったとするのは不自然であると言える。

さらに、昭和 49 年 11 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の所持する領収書に基づき、平成 21 年 9 月 14 日に未納から定額保険料納付済みに訂正されているなど、申立人に係る年金記録管理に行政側の過誤があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年4月26日に、資格喪失日に係る記録を26年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月26日から26年6月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事業所B工場で勤務していた申立期間の記録が無いことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所(A事業所が名称変更)が保管する申立人に係る人事記録、退職金計算書から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和25年4月26日にA事業所本社から同事業所B工場に異動、26年6月21日に同事業所B工場から同事業所本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る人事記録において、A事業所本社から同事業所B工場への異動日については、昭和25年4月25日となっているところ、同事業所本社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届には、「資格喪失日は25年4月26日、転出、A事業所B工場へ」との記載が確認できることから、同事業所B工場の資格取得日は同年4月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被

保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 4 月から 26 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年12月から13年11月までの期間は28万円、同年12月から14年11月までの期間は32万円、同年12月から15年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から15年8月15日まで

社会保険庁（当時）から送られたねんきん定期便には、A事業所に係る標準報酬月額が15万円となっているが、源泉徴収票からは当該定期便に記録されている標準報酬月額に見合う社会保険料より高い保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B市が保管する申立人に係る平成13年分の所得税の確定申告書、申立人が提出した14年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、12年12月から13年11月までの期間は28万円、同年12月から14年11月までの期間は32万円、同年12月から15年7月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確定申告書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、確定申告書及び源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間に係る資格喪失日（昭和19年11月4日）及び資格取得日（昭和20年8月10日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間に係る資格喪失日（昭和20年10月30日）及び資格取得日（昭和20年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月4日から20年8月10日まで
② 昭和20年10月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

申立期間①当時は、A事業所の社命により軍需工場で労働した期間であり、その後会社に戻って、申立期間②当時は継続して会社に勤務していたので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月4日に資格を喪失後、昭和20年8月11日に同事業所において再度、資格を取得しており、19年11月から20年7月までの申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、複数の同僚の証言及びB事業所（A事業所の後継の事業所）の回答

により、申立人が申立期間①においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は申立期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる上、B事業所から、「申立期間①に係る厚生年金保険料を申立人から控除し、当時の事務処理については、何らかの不備があったものとする。」旨の回答を得た。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の昭和19年10月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、厚生年金保険の届出に関して誤りがあったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において、昭和20年8月11日に厚生年金保険の資格を取得しているが、同年10月30日に資格を喪失し、同年12月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、同年10月及び同年11月の申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、複数の同僚の証言及びB事業所の回答により、申立人が申立期間②においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の同僚は、「申立人は、終戦前後も会社に継続して出勤していた。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

さらに、B事業所から、「申立期間②に係る厚生年金保険料を申立人から控除し、当時の事務処理については、何らかの不備があったものとする。」旨の回答を得た。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の昭和20年9月の社会保険事務所の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、厚生年金保険の届出に関して誤りがあったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を

行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月21日から同年7月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和42年3月からA事業所と同じグループ会社で継続して勤務していたのに、途中で厚生年金保険の加入記録が空白となっているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の人事記録及び当該事業所の回答から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し(昭和45年6月21日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和45年6月21日とすべきところ、同年7月21日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月10日は16万5,000円、16年4月9日、17年4月8日及び18年4月10日は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月10日
② 平成16年4月9日
③ 平成17年4月8日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成19年4月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、各申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、各申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までにおける申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された全社員賞与集計表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年4月10日は16万5,000円、16年4月9日、17年4月8日及び18年4月10日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年4月10日、16年4月9日、17年4月8日及び18年4月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、平成19年4月10日に支給された賞与に係る全社員賞与集計表から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑤当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月24日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和35年4月1日にA事業所に入社してから平成13年3月31日に退職するまで一度も退職したことはなく、厚生年金保険料も納めていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合から提出された健康保険組合適用台帳、雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和38年4月1日にA事業所B支店から同事業所D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月21日から49年4月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入期間が確認できないとの回答を得た。当時、A事業所C製作所から同事業所B工場に異動となり、当該期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所B工場から提出された労務配置表、従業員カード及び健康保険組合の加入記録並びに事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和48年4月21日にA事業所C製作所から同事業所B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和49年4月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が昭和48年4月21日にA事業所B工場において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主

が行うべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 49 年 4 月 21 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 48 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1116 (事案 519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 63 年 3 月までの期間、63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間、4 年 8 月から 5 年 2 月までの期間、同年 5 月から 6 年 9 月までの期間及び 8 年 12 月から 16 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで
③ 平成 4 年 8 月から 5 年 2 月まで
④ 平成 5 年 5 月から 6 年 9 月まで
⑤ 平成 8 年 12 月から 16 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料を納付したのは、借金の返済や税金等の清算をした時期であり、昭和 63 年 11 月に離婚してから 2、3 年後の平成 2、3 年ごろである。

また、市役所で国民年金保険料を納付できると思っていたところ、わざわざ社会保険事務所（当時）へ行き、事務所の 2 階で保険料を 120 万円納付したので、申立期間のすべてが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、申立人は申請免除期間の国民年金保険料を平成 8 年ごろに追納したと主張しているが、その時点で申立期間①の大半は追納の納期限を過ぎている上、申立期間①から④までは未納期間であり、申立人の主張と齟齬がある。

また、申立期間⑤については、申立人が主張する追納保険料額は実際の額と大きく相違する上、申立人が、市に提出した給与支払報告書及び市民税・県民税報告書の社会保険控除欄にも申立期間⑤に係る国民年金保険料の記載が確認できないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立ての理由として、昭和 63 年 11 月から 2、3 年後に社会保険事務所の 2 階で国民年金保険料を一括して 120 万円納付したと述べているが、その時点では申立期間①及び②の一部は時効である上、申立期間④及び⑤は保険料を前納することはできない期間であるなど、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人が、国民年金保険料を一括納付したと主張する時期に納付することが可能であった保険料額は申立人が主張する金額と大きく相違するなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの期間、58年6月から同年9月までの期間及び60年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和58年6月から同年9月まで
③ 昭和60年11月から61年3月まで

私は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から60歳になった平成11年まで国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、昭和36年5月ごろから国民年金保険料を納めていると思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は38年1月に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、申立期間①当時、その夫が厚生年金保険被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者であったことになるが、制度上さかのぼって国民年金に加入することはできないことから、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和38年1月31日とされ、申立期間①は未加入となっている。

2 申立期間②及び③について

申立人は、当時、保険料を納付するよりも預金する方が有利であると友人に言われ、保険料納付を止めていた時期があったと述べているところ、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和58年6月3日に国民年金被保険者資格を喪失後、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまで未加入期間とされており、この間に申立人が国民年金に再度任意加入したことをうかがわせる周辺事情も乏しい。

また、申立人は、国民年金を止めていた期間の保険料を後からまとめて納付したと述べているが、申立人は任意加入対象者であるため、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、昭和58年6月分の保険料が同年10月に還付されていることが特殊台帳（マイクロフィルム）で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付に関する記憶はあいまいである上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月及び同年10月

退職後、実家に納付書が届いた記憶がはっきりあり、自分の性格上、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったことは無いはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月に退職後、市役所から納付書が送付されてきたと述べているが、国民年金の加入手続及び国民年金保険料額に係る明確な記憶は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人が4年5月に第3号被保険者となったことを契機に払い出されたことと推認できることから、このころ国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格取得日は平成4年5月1日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間前後の厚生年金保険加入記録は17年12月2日に統合されたものであることから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとは推認し難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から61年3月まで

私は、結婚後、主人の父親が経営する会社の社員となったため、国民年金から厚生年金保険へ切り替えていたが、昭和58年11月30日に退職してからは夫の扶養家族となった。他に厚生年金保険に加入するような仕事には就いていなかったことから国民年金に加入しているはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年11月30日に会社を退職した後は、夫の扶養家族になっていたため、国民年金に加入しているはずだと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関して明確な記憶が無い上、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立期間は任意加入対象期間となるため、国民年金の任意加入手続が必要であるが、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は無く、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人は、昭和61年4月1日から国民年金第3号被保険者資格を取得しているが、申立人が申立期間当時から国民年金に任意加入していた場合、国民年金任意加入被保険者現況届書を市へ提出することにより国民年金被保険者の種別が変更されるが、申立人は、当該届出を行った記憶は無い。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、ほかに申立期間当時、国民年金に任意加入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から51年6月までの期間及び52年8月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から51年6月まで
② 昭和52年8月から56年6月まで

申立期間①及び②共に、私が市役所で口座振替の手続きを行い、夫名義の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。毎月口座振替により納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたとしているが、申立人の元夫の国民年金被保険者記録及び口座記録が確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ加入手続を行ったと考えられる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者となった日は昭和59年12月16日となっており、申立期間は未加入期間とされている上、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、昭和59年度の国民年金保険料を前納したにもかかわらず、同年度第四期分の保険料が還付されていることに納得がいかない。

また、昭和61年4月から国民年金第3号被保険者となるまでは保険料を納付したという記憶があり、昭和60年度の領収書は紛失したが、一括で納付していると思う。姓の漢字が誤っていたこともあるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第3号被保険者となる昭和61年4月までは国民年金保険料を納付していたと述べているが、60年1月に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、その資格喪失日が年金手帳に記載されている上、市役所の電算記録及びオンライン記録は共に申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人は、昭和59年度の国民年金保険料を前納したにもかかわらず、昭和60年1月から同年3月までの保険料が還付されていることが納得できないと述べているが、オンライン記録から、同年1月20日付けで国民年金任意加入被保険者資格を喪失しており、同期間の国民年金保険料還付金が、同年2月28日に申立人の夫名義の預金口座へ振り込まれていることが確認できる上、市役所の電算記録でも同様に、同期間の保険料が還付された記録となっている。

さらに、申立人が主張するとおり、オンライン記録上で申立人の氏名が誤って登録されていたことを確認できたが、誤った氏名で登録されていたのは、申立期間後の国民年金第3号被保険者該当に係る事務処理が行われた昭和61年8月13日から平成20年1月17日までの期間である上、申立期間当時は、

市役所の電算記録及びオンライン記録共に、申立人の氏名はカタカナで登録されていたことから、申立期間の国民年金保険料の収納に影響があったとは考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④、⑤及び⑦について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②及び⑥について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 15 日から 52 年 7 月 21 日まで
(A 事業所)
② 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 54 年 7 月 31 日から 59 年 8 月 21 日まで
(C 事業所)
④ 昭和 59 年 12 月 3 日から 60 年 2 月 1 日まで
(D 事業所)
⑤ 平成 3 年 6 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
(E 事業所)
⑥ 平成 4 年 2 月から 5 年 8 月 21 日まで
(F 事業所)
⑦ 平成 5 年 8 月 21 日から 8 年 12 月 21 日まで
(F 事業所)

申立期間①、③、④、⑤及び⑦について、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額は、自分が記憶する報酬月額に比べ低額となっているので、当時の自分の報酬月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②及び⑥について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、B 事業所及び F 事業所では、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、それぞれの申立期間について厚生年金保険被保険者であっ

たことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所がG健康保険組合に提出した「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者標準報酬月額定時決定通知書」により、申立人の資格取得時である昭和51年3月から同年9月までの標準報酬月額は8万6,000円、同年10月から52年6月までの標準報酬月額は9万8,000円であることが確認でき、当該記録は、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、A事業所の社会保険事務担当者は、「現在、複写式の届出様式を使用しており、当時も同じだと思われるので、健康保険組合の記録と社会保険事務所の記録は同じだと考える。」と証言している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額であるということもない。

加えて、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

なお、A事業所は、「厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料は、7、8年で焼却しているので無い。」と回答している。

申立期間③について、C事業所は既に、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、当時の状況を確認することができない。

また、複数の元取締役は、「申立人は、営業のマネージャーをしていたが、申立人の給与額や厚生年金保険料の控除額については分からない。当時の資料は何も無い。」と証言している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額であるということもない。

なお、申立人のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

申立期間④について、申立人の当該期間における厚生年金基金の記録を管理しているH企業年金基金は、「申立人の昭和59年12月3日の資格取得時の標準報酬月額は20万円となっている。」と回答しており、当該記録は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時

期に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額であるということもない。

なお、申立人のD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

申立期間⑤について、E事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当時の資料は何も無い。」と述べており、社会保険事務の担当者であった者は、「当時のことについては、昔の話であるので分からないし資料も無い。」と証言しており、当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、E事業所の申立期間⑤当時の被保険者全員の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額を比較したが、申立人のみが低額であるということもない。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

申立期間⑦について、F事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、申立人の資格取得時である平成5年8月から6年3月までの標準報酬月額は22万円、同年4月から7年6月までの標準報酬月額は9万8,000円、同年7月から8年11月までの標準報酬月額は50万円であることが確認でき、当該記録は、申立人に係るオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、申立人の平成8年分の給与支払報告書の社会保険料等の金額から、当時の厚生年金保険料率を用いて算出した保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は、ほぼ一致している。

さらに、F事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当時の資料は何も無い。」と述べており、当該事業所の現在の事業主は、「提出した書類以外には、ほかに何も無い。」と回答しており、当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

このほか、申立期間①、③、④、⑤及び⑦について、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③、④、⑤及び⑦においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録から、B事業所は厚生年金保険の適用事

業所であることを確認することができない。

また、B事業所があったとする所在地を管轄する法務局に当該事業所が法人として登記されているかを照会したところ、「該当ありません。」との回答であった。

さらに、オンライン記録から、申立人が記憶しているB事業所の元事業主と考えられる者の氏名と同姓同名の被保険者を確認することはできるが、当該被保険者の記録では、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録を確認することができず、連絡先が不明であることから、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録では、B事業所における加入記録は確認することができない。

申立期間⑥について、F事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は代表取締役であったことが確認でき、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、F事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、平成4年3月1日であることが確認できる。

また、F事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日は平成5年8月21日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致する。

さらに、F事業所の顧問であった社会保険労務士が提出した臨時社員総会議事録から、会社設立（平成4年1月7日に設立）後の役員報酬額について、財務状態の安定化を図る必要上、代表取締役であった申立人を含めた役員報酬は無報酬とするとの記述が確認できる。

加えて、申立期間⑥のうち平成4年2月から5年3月までの期間において、申立人は国民年金の申請免除の適用を受けていることがオンライン記録から確認でき、I市の回答から、申立期間⑥は、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 18 年 4 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所における標準報酬月額が、実際に得ていた給与額と比較して極端に低いことが分かった。当該事業所における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 14 年 5 月、同年 6 月、15 年 4 月から同年 6 月までの期間、16 年 4 月から同年 7 月までの期間、17 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 4 月までの期間について、申立人が提出したA事業所における給与明細書及びBから提出された雇用保険離職証明書に記入されている賃金額から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、上述以外の期間について、申立人及びBは、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、A事業所の申立期間当時の経理担当者は、「申立期間において、社長の判断で、ほとんどの社員の標準報酬月額を、実際の給与額より低く届け出ており、当該標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と回答している。

加えて、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 37 年 2 月から 38 年 11 月 1 日まで
(B 事業所)
③ 昭和 42 年 2 月 21 日から 43 年 5 月 11 日まで
(B 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。

上司や同僚の名前も覚えており、各事業所に勤務していたのは間違いないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人は当該期間の一部においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間①当時のA事業所における事務担当者（上述の同僚）は、「申立期間①当時、A事業所では、入社後しばらくは試用期間があった。」としており、申立人と同時期に入社した同僚は、昭和 32 年 6 月に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立人が記憶する、申立人より以前または同時期に入社した複数の同僚（上述の同僚を含む）も、入社後すぐに厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時のA事業所の事業主は既に死亡しているため連絡がとれず、当時の社会保険事務担当者も把握できないことから、申立人のA事業所における厚生年金保険の適用及

び保険料控除について聴取することはできなかった。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人は当該期間の一部において、B事業所本社（所在地：C）及び同事業所D出張所（所在地：E）に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、「自分は、B事業所本社に入社し、約1か月後に同事業所D出張所に異動した。」としているが、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人がEに転居するのは、昭和38年6月27日であることが確認できることに加え、B事業所が提出した資料によれば、同事業所D出張所は昭和38年に開設されたことが確認できることから、申立人がB事業所に入社したのは、昭和38年の半ばごろであったことがうかがわれる。

また、申立期間②当時にB事業所において厚生年金保険の加入記録を有している複数の被保険者から、「自分は、B事業所で勤務開始後しばらくの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。」との証言をしていることから、B事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、B事業所から、「申立期間②当時の関係資料はすべて破棄しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除については確認できない。」との回答を得た。

申立期間③について、申立人はB事業所D出張所の移転先である同事業所F営業所に勤務したとしているが、同事業所F営業所の所長、事務担当者、同僚等はすでに死亡又は連絡がとれないため、申立人が在籍していたことを確認することができなかった。

また、B事業所から、「当社では、申立期間当時、正社員の厚生年金保険の資格を喪失させ、資格喪失後に短時間勤務者として継続して雇用することはなく、厚生年金保険の資格の喪失は、退職を意味する。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1000 (事案 582 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年 9 月 30 日まで

申立期間について、A事業所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、同事業所の元従業員と直接面談するなどにより、私に関する記憶を思い起こしてもらい、年金記録の訂正につなげたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が記憶する同僚及びA事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の元従業員に聴取したが、申立人の在籍の状況を記憶している者がいなかったこと、ii) A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理担当者も既に死亡しているため、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかったこと、iii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の記録が確認できないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人が記憶している同僚の中で、唯一連絡をとることができる元従業員に対し、申立人についての記憶を再度確認したが、前回と同様に申立人には記憶がないとしており、在籍の状況確認ができず、申立期間当時のA事業所の厚生年金保険の適用及び保険料の控除に係る新たな資料や証言もないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月ごろから同年9月ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であり、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の同僚として、二人の名前を挙げているが、一人は、姓しか記憶していないため、同僚を特定することができず、申立人の申立期間に係る勤務状況を確認することはできなかった。

また、もう一人の同僚とは連絡が取れなかったものの、オンライン記録から、当該同僚は、A事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間当時、別の事業所において加入記録が確認できることから、当該別の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年3月1日から同年11月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所は廃業しており、当時の事業主とは連絡が取れず、連絡が取れた元社会保険事務担当者は、当時の状況について覚えておらず、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年2月7日から同年10月29日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 9 日から同年 6 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた申立人に係る記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月 7 日から同年同月 25 日までの期間、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の社会保険担当者は、「入社後、すぐに従業員を厚生年金保険に加入させず、試用期間を設け、しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。申立人に係る記録から判断すると、申立人は、試用期間中に退職していることがうかがわれるため、厚生年金保険には加入させていなかったと考える。」と回答している。

また、複数の同僚に聴取したところ、「申立期間当時、A事業所では試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間において、雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 10 月まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の事務担当者の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の申立期間当時の事務担当者は、「申立人は、パートタイマーとして採用したので、社会保険は未加入であり、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間の一部期間において、夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 41 年 1 月 20 日から 59 年 1 月 23 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。